

議案第 90 号

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例

[改正理由]

久野霊園に新たに合葬式墓地を設置することとし、その設置、管理等に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

1 墳墓の種類（第 3 条関係）

久野霊園の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とすることとする。

2 合葬式墓地の使用に関する事項

(1) 埋蔵することができる焼骨（第 13 条関係）

合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、次のとおりとすることとする。

ア 使用許可の申請の際、申請者が現に有している焼骨

イ 使用許可の申請者が死亡した際の焼骨

(2) 焼骨の埋蔵場所（第 14 条関係）

合葬式墓地においては、使用許可日から 20 年間は納骨室に、20 年を経過した後は合祀室に焼骨を埋蔵することとする。

(3) 焼骨の容器の規格（第 15 条関係）

合葬式墓地に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める規格に適合するものでなければならないこととする。

(4) 焼骨の返還（第 16 条関係）

合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、次の場合を除き、返還しないこととする。

ア 納骨室に埋蔵されている期間内に使用者等から返還を求められた場合

イ 使用許可を取り消された場合

(5) 使用料及び管理料（第 17 条及び別表関係）

合葬式墓地の使用許可を受けた者は、使用許可を受けた際に次の使用料及び管理料を納付しなければならないこととする。

単 位	使 用 料	管 理 料
1 体	60,000円	10,000円

(6) その他（第 18 条～第 20 条関係）

管理料の減免又は徴収猶予、使用料等の不還付、使用許可の取消し等合葬式墓地の使用、管理等に関し必要な事項を定めることとする。

3 合葬式墓地の使用許可の対象に関する経過措置（附則第2項関係）

この条例の施行の日から起算して3年間は、合葬式墓地に係る使用許可は、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合に限り、行うものとする。

4 その他

合葬式墓地の設置に伴う規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和5年4月1日